

## 議案第48号

### 久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第7条)
- 第3章 廃棄物の減量(第8条—第16条)
- 第4章 廃棄物の適正な処理(第17条—第24条)
- 第5章 一般廃棄物処理手数料(第25条・第26条)
- 第6章 一般廃棄物収集運搬業等(第27条—第37条)
- 第7章 地域の清潔の保持(第38条・第39条)
- 第8章 雑則(第40条—第43条)
- 第9章 罰則(第44条・第45条)

#### 附則

##### 第1章 総則

###### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環の促進を図ることを目的とする。

###### (定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

###### (市の責務)

第3条 市は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進するための施策を行うことにより廃棄物の減量を推進するとともに、その適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図り、自主的な活動を支援するよう努めなければ

ならない。

- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図るものとする。  
(市民の責務)

第4条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の積極的な使用、不要品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、家庭系廃棄物を分別して排出することにより、資源の有効利用に努めなければならない。
- 3 市民は、家庭系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- 4 市民は、生活環境を清潔に保つよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(指導及び助言)

第6条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

## 第2章 廃棄物減量等推進審議会

第7条 法第5条の7の規定により、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するときは、久喜市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、前項に規定する事項を審議し、当該事項について答申する。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 公募による市民
  - (2) 地域の代表者
  - (3) 市内の公共的団体等の代表者
  - (4) 廃棄物処理事業者等の代表者
  - (5) 学識経験を有する者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量)

第8条 市は、廃棄物の分別収集及び市の処理施設における資源の回収等を行うとともに、再利用の推進等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の自主的行動)

第9条 市民は、家庭系廃棄物の分別を行うとともに、資源の回収その他再利用を促進するための自主的活動に参加又は協力することにより、資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第10条 市民は、商品の購入等に際しては、当該商品の内容、包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量につながる商品を選択することにより、資源の有効利用に努めなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第11条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する行動を促進するため、法第5条の8の規定により、久喜市廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業者による廃棄物の減量)

第12条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。))及び再生品を利用することにより、資源の有効利用に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品及び再利用の容易な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適正包装等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等を選択できる

よう努めるとともに、市民が包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(多量排出事業者の義務等)

第14条 事業系一般廃棄物(し尿を除く。以下この条及び第16条において同じ。)を多量に排出する事業者で規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の指導に従い、廃棄物の分別の推進及び再利用の促進により、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書を市長に提出し、当該計画を実施しなければならない。

4 多量排出事業者は、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を当該建築物又は敷地内に設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第15条 市長は、前条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前条第4項の規定による保管場所の設置について、指導することができる。

3 市長は、第6条に規定する指導及び助言に従わない事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(搬入停止)

第16条 市長は、前条第1項又は第3項に規定する勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、処理施設を指定して、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

#### 第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画)

第17条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(家庭系廃棄物の処理)

第18条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市は、土地又は建物の占有者がその排出する家庭系廃棄物を一時的に集積する場所(以下「集積所」という。)として届出があった場合は、当該届出が適当であると認められるときは、当該場所を集積所として定めるものとする。

(業務の委託)

第19条 市は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務を適当と認める者に委託することができる。

(資源物の収集又は運搬の禁止)

第20条 市及び市と資源物(再利用することを目的として分別して排出されたものをいう。以下同じ。)の収集に係る委託契約を締結している事業者(以下「委託業者」という。)以外の者は、集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市は、規則で定めるところにより、集積所に資源物を持ち去ることを禁止する旨を表示した看板を設置することができる。

3 市長は、市及び委託業者以外の者が第1項の規定に違反して、前項の看板が設置された集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、規則で定める方法により、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(家庭系廃棄物の分別等)

第21条 市民は、分別の方法、排出の方法等について、一般廃棄物処理計画及び市が定める方法に従い、集積所に家庭系廃棄物を排出するとともに、相互に協力し、集積所を清潔に保たなければならない。

2 市民は、分別の区分等に応じて、規則で定める指定ごみ袋を使用しなければならない。

(排出禁止物)

第22条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 爆発性又は引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理業務を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物

2 市民は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第23条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合には、その種類ごとに分別し、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準及び生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができない場合は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、一般廃棄物の運搬を業として行う者に事業系一般廃棄物を運搬させる場合は、一般廃棄物処理計画及び市が定める方法に従うとともに、その排出場所を清潔に保たなければならない。

(動物の死体の処理)

第24条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫等の動物の死体を自ら処分することが困難であるときは、市長に届け出て、その指示に従い処分しなければならない。

#### 第5章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第25条 一般廃棄物の処理に関する手数料は、別表第1に定める金額により算出した額とする。

2 前項の手数料を算定する場合の基礎となる数量は、市長が定めるところによる。

(手数料の減免)

第26条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、手数料の減額又は免除に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 一般廃棄物収集運搬業等

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第27条 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、許可証を交付するものとする。

3 前項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過をもって、その効力を失うものとする。

(変更の許可申請等)

第28条 法第7条の2第1項の規定により、変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、変更許可証を交付するものとする。
- 3 法第7条の2第3項の規定により、又は規則で定める事項の届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。  
(許可証の再交付)

第29条 第27条第2項又は第28条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

(遵守義務)

第30条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (2) 自己の名義をもって、他人に営業をさせないこと。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し等)

第31条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者がこの条例に違反したとき、又は法第7条の3各号若しくは法第7条の4各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長が指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第32条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、許可証を交付するものとする。
- 3 前項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過をもって、その効力を失うものとする。

(変更等の届出)

第33条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出又は同法第38条の規定による廃業等の届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第34条 市長は、第32条第2項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)が、浄化槽法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第35条 第29条及び第30条の規定は、浄化槽清掃業者の許可証の再交付手続及び遵守事項について準用する。この場合において、第29条中「第27条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)」とあるのは「浄化槽清掃業者(第34条に規定する浄化槽清掃業者をいう。次条において同じ。)」に、第30条中「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(報告)

第36条 一般廃棄物収集運搬業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集又は運搬に関し、市長の求めるところにより、必要な報告をしなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関し、市長の求めるところにより、必要な報告をしなければならない。

(申請手数料)

第37条 一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは事業範囲の変更許可又は許可証の再交付の申請をしようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

2 浄化槽清掃業の許可又は許可証の再交付の申請をしようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

#### 第7章 地域の清潔の保持

(清潔の保持)

第38条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲を清潔に保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、管理する場所を万全に維持管理するよう努めるとともに、当該場所を清潔に保つよう努めなければならない。

(土地の管理)

第39条 土地を所有し、又は占有し、若しくは管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有又は占有若しくは管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう、適正に管理しなければならない。

2 土地所有者等は、その所有又は占有若しくは管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し地域の生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 第8章 雑則

(報告の徴収)

第40条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認められる者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(技術管理者)

第42条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科

又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認めた者  
(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 罰則

(罰則)

第44条 第20条第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年久喜市条例第148号)

(2) 久喜市ごみ処理検討委員会条例(平成27年久喜市条例第10号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項第1号の規定による廃止前の久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成9年久喜宮代衛生組合条例第1号。以下「組合条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 組合条例第28条第4項若しくは第30条又は久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(平成9年久喜宮代衛生組合規則第6号)第18条第2

項の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業の許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、第27条第2項、第28条第2項又は第29条の規定により交付された許可証とみなす。

- 6 組合条例第33条第3項又は第36条の規定により読み替えて準用する組合条例第30条の規定により交付された浄化槽清掃業の許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、第32条第2項又は第35条の規定により読み替えて準用する第29条の規定により交付された許可証とみなす。

別表第1(第25条関係)

区分	単位	手数料
し尿及び浄化槽汚泥	1キロリットルにつき	220円

備考 し尿及び浄化槽汚泥の手数料を算出する基礎となる数量が1キロリットル未満のときは1キロリットルとし、1キロリットルを超えるときは1キロリットル未満の端数を四捨五入して計算する。

別表第2(第37条関係)

手数料の名称	申請手数料 (申請1件につき)
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	3,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	3,000円
許可証再交付申請手数料	3,000円

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

令和6年4月1日から粗大ごみを除く塵芥の収集運搬事務及びし尿に関する事務を本市で実施するにあたり、廃棄物の処理及び再利用に関する事項を定めたいので、この案を提出するものであります。